

2002 年 11 月 15 日

経済産業省 資源エネルギー - 庁
省エネルギー - ・新エネルギー - 部
新エネルギー等電気利用推進室 御中

日本地熱開発企業協議会
事務局

件名 「R P S 法の細則に関する意見」

1 . 氏名 齋藤 修二

3 . 職業 / 所属団体 奥会津地熱株式会社 代表取締役社長
/ 日本地熱開発企業協議会 会長

意見 (対象エネルギーについて)

4 . 意見の概要 対象エネルギーとして地熱発電の取扱いが曖昧である。R P S 法の細則では小水力発電と同様に地熱発電も R P S 法の、評価対象としての明示をお願いしたい。

5 . 意見及び理由 法の 2 条 2 項の三で地熱を新エネルギー等として定義している。
しかし、細則案の設備認定では地熱発電の再生可能性が問われている。
また供給ポテンシャル試算では地熱発電量が算入されずに、この試算を
基に発電目標量が設定されている。
地熱は火山国であるわが国に豊富に存在する自然エネルギーであり、こ
れを利用した発電は再生可能エネルギーとしてまた、炭酸ガス排出量の
少ないクリーンエネルギーとして位置付けられている。
地熱発電は他の新エネルギーと比較しても安定した電源で、そのポテン
シャルも大きく、法の目的を達成するうえで重要な役割を果たすエネル
ギーとして期待できる。

意見 (義務量について)

4 . 意見の概要 目標量が低い。7 年間は調整率、経過調整率を設けているので義務量が
小さすぎる。新エネルギーへの新規参入促進を図るため下限価格の設定
が必要である。

5 . 意見及び理由 細則案の義務量は調整率や経過調整率で調整することになっている。さ
らに目標量も 5 年間はカーブがゆるく設定しているため、新エネルギー
のコストは低く評価され、新エネルギーは事業としての魅力は乏しくな
る。新エネルギー事業への新規参入促進や新エネルギー市場の安定を図
るためには下限価格の設定が必要である。
目標量を細則案のように低く設定した場合、7 年間の経過措置は長すぎ

て法の精神が希薄になるのではないか。

準備期間として経過措置を設けるのであれば、地熱発電量を含めて目標量をもっと高く設定すべきである。

目標量を高く設定しても、経過措置の期間中に進捗状況を見て最終の目標量を決定するだけの時間的余裕があるのではないか。

意見（設備認定について）

4．意見の概要 発電設備の認定については、新設・既設や発電の方式を問わずに地熱発電全体を RPS 制度の評価対象エネルギーとして明示をお願いしたい。

5．意見及び理由 地熱発電は海外では 90 年、日本においても 35 年以上の発電実績がある、これは天水の自然な対流や熱水還元、注水涵養等循環による再生可能エネルギー発電であることを証明している。
細則において地熱発電に再生可能エネルギーの要件を問うのであれば、再生可能エネルギーの正確な定義を明示する必要がある。また他の新エネルギー等についても同様に要件を問うことが必要である。

意見（義務履行確認について）

4．意見の概要 自然エネルギー事業者や地熱の共同開発の双方に新エネルギーコストの対価が正当に配分される仕組みと義務履行状況届には調達した金額の追加をお願いしたい。

5．意見及び理由 既存の地熱発電の大半は蒸気側と発電側に分かれているので電気事業者の当事者間だけの肩代わりでは新エネルギーコストの対価が正当に評価されない可能性がある。
自然エネルギー事業者に対して新エネルギーコストを正当に評価するには市場で取引する等の公正な取引が出来る仕組みが必要である。
既存の地熱において地下資源に対するリスクを負っている蒸気側にも新エネルギーコストの対価が配分されるような仕組みをお願いしたい。
調達した新エネルギーコストがオープンな取引で行われるように、調達した新エネルギーは量に加えて金額も義務履行状況届に追加するようお願いしたい。